課税標準の特例一覧(抜粋)

根拠規定			区分	対象事業者	対象資産	取得時期	適用期間	課税率	提出書類
法第349条の3	第2項		ガス事業用資産	一般ガス事業(ガス事業法§2⑥)	原料処理設備、ガス発生設備、附属設備の用に供する構築物、機械、装置、ガスホルダー、圧送器、整圧器、熱量調整装置、導管(供給管、屋内管は除く)のうちガス導管事業、大口ガス事業用以外のもの	H1.1.2 以降	5年間	1/3	－
							その後 5年間	2/3	－
	第27項		家庭的保育	家庭的保育事業の認可を得た者(児童福祉法§6の3⑨)	直接当該事業の用に供するもの	H27.4.1 以降	期限なし	1/2	認可を受けたことがわかる書類
	第28項		居宅訪問型保育	居宅訪問型保育事業の認可を得たもの (児童福祉法§6の3⑪)	直接当該事業の用に供するもの	H27.4.1 以降	期限なし	1/2	認可を受けたことがわかる書類
	第29項		事業所内保育	事業所内保育事業の認可を得たもののうち、利用定員が5人以下であるもの (児童福祉法§6の3⑫)	直接当該事業の用に供するもの	H27.4.1 以降	期限なし	1/2	認可を受けたことがわかる書類
法附則第15条	第2項	第1号	汚水又は廃液の 処理施設	特定施設(水質汚濁防止法§2②)、または指定地域特定施設(水質汚濁防止法§2③)を設置する工場または事業場	沈殿または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮または燃焼装置、蒸発洗浄または冷却装置、中和装置、酸化または還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯留装置、輸送装置等ならびにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備 ※電気供給業の用に供するもの、汚水・廃液の有用成分の回収・工業用水の再利用を目的とするものを除く	R2.4.1 ～R10.3.31	期限なし	1/3	特定施設設置(使用・変更)届出書の写し
		第2号	ごみ処理施設	廃棄物処理及び清掃に関する法律§8①の許可(施行令附則§2①の規定の適用に係るものを除く)、同法§9の8①⑥の認定を受けた者	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令§5①に規定するごみ処理施設における焼却装置、溶融装置、破砕装置、圧縮装置ならびにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破砕装置(溶融装置附属)、集じん装置、その他の附属設備 (処理能力が1日5トン以上のものに限る)	H14.4.1 ～R10.3.31	期限なし	1/2	県知事が発行する一般廃棄物処理施設設置許可書の写し
		第3号	一般廃棄物 最終処分場	廃棄物処理及び清掃に関する法律§8①の許可を受けた者	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令§5②に規定する一般廃棄物最終処分場における擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備、搬入管理設備	H28.4.1 ～R10.3.31	期限なし	2/3	県知事が発行する一般廃棄物処理施設設置許可書の写し
		第4号	産業廃棄物処理施設	廃棄物処理及び清掃に関する法律§15①の許可を受けた者	廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令§7(12)(12-2)(13)に規定する産業廃棄物の処理施設(焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置、ならびにこれらに附属する搬送装置、貯留装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破砕装置、集じん装置その他の附属設備	H30.4.1 ～R10.3.31	期限なし	1/3	産業廃棄物処理施設設置申請書ならびに許可書の写し ※処理の内容等が分かるもの
		第5号	汚水の除害施設	公共下水道を使用する者(下水道法§12①または§12(11-1))	左記のものが設置した除害施設における沈殿または浮上装置、油水分離装置、中和装置	H30.4.1 ～R10.3.31	期限なし	3/4	除害施設設置届出書の写し

課税標準の特例一覧(抜粋)

根拠規定			区分	対象事業者	対象資産	取得時期	適用期間	課税率	提出書類
法附則第15条	旧第25項		再生可能エネルギー発電施設	－	①一定の補助を受けて取得した太陽光発電設備及び同時に設置した専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置(1,000kW未満) ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法§2⑤に規定する認定発電設備(電気に変換するものを除く)のうち下記のもの (ロ) 風力発電設備(20kW以上) (ハ) 地熱発電設備(1,000kW未満) (ニ) バイオマス発電設備(1万kW以上、2万kW未満)	R2.4.1 ～R8.3.31	3年間	2/3	太陽光⇒再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付確定通知書 経済産業省が発行する認定書の写し その他⇒経済産業省が発行する認定書の写し 電力会社との契約がわかる書類
					①一定の補助を受けて取得した太陽光発電設備及び同時に設置した専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置(1,000kW以上) ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法§2⑤に規定する認定発電設備(電気に変換するものを除く)のうち下記のもの (ロ) 風力発電設備(20kW未満) (ハ) 水力発電設備(5,000kW以上…①)(5,000kW未満…②) (ニ) 地熱発電設備(1,000kW以上) (ホ) バイオマス発電設備(1万kW未満)			太陽光 水力① 風力 3/4 水力② 地熱 ﾊﾞｲｵﾏｽ 1/2	
	第24項	第1号	再生可能エネルギー発電施設	－	(イ)一定の補助金を受けた者により製造される次世代型太陽光電池(ペロブスカイト太陽電池)及び同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法§2⑤に規定する認定発電設備(電気に変換するものを除く)のうち下記のもの (ロ) 水力発電設備(5,000kW未満) (ハ) 地熱発電設備(1,000kW以上) (ニ) バイオマス発電設備(1万kW未満)	R8.4.1 ～R11.3.31	3年間	2/3	太陽光⇒再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付確定通知書 経済産業省が発行する認定書の写し その他⇒経済産業省が発行する認定書の写し 電力会社との契約がわかる書類
		第3号 第4号			電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法§2⑤に規定する認定発電設備(電気に変換するものを除く)のうち下記のもの ③(ロ)地熱発電設備(1,000kW未満) ④水力発電設備(5,000kW以上)			3/4	
	第42項		中小企業者等が取得した認定先端設備等	中小企業等経営強化法§53②に基づく認定先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等	中小企業等経営強化法§53②に規定する先端設備等に該当する以下の要件を満たす下記の資産(リース資産を含む) ①年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて確認を受けた投資計画に記載された必要不可欠な設備。 ②1台または1基の種類ごとの要件 機械装置　160万円以上 測定工具及び検査工具　30万円以上 器具備品　30万円以上 建物附属設備　60万円以上(償却資産に該当するもの) ③賃上げ方針の表明をおこなったもの	R7.4.1 ～R9.3.31	(賃上げ率1.5%以上の場合) 新設後3年間	1/2	・中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画ならびに認定書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※リースの場合、リース契約書と固定資産税軽減額計算書の写し
							(賃上げ率3.0%以上の場合) 新設後5年間	1/4	

※中小企業者等とは①資本金(出資金)が1億円以下の法人(同一の大規模法人から2分の1または2社以上の大規模法人から合わせて3分の2以上を出資されている法人は除く) ②従業員数が1,000人以下の個人事業主をいいます。